

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間	平成27年1月16日～平成31年12月31日 5カ年
目標	妊娠中や出産後の労働者健康確保など制度の周知や情報提供の整備を検討する。
対策	平成31年12月までに 育児介護休暇など就業規則のコンパクト版を作成、簡単に見やすい表などを作成配布。周知の徹底する。
目標	子供を育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施を検討する。
対策	平成31年12月までに 職員のニーズを把握、検討し、現在の制度の再通知・利用推進及び新たな制度導入を検討する。
目標	希望者には育児休業に対する法定期間（産後9週目～1歳誕生日前日まで）の延長可能できる制度を検討する。
対策	平成31年12月までに 現状を把握、新たな延長制度を検討する。
目標	年次有給休暇の取得促進措置を検討する。
対策	平成31年12月までに 新たな措置・制度導入を検討する。
目標	働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を検討する。
対策	平成31年12月までに 短時間正社員制度またはそれに近い多様な労働条件導入を検討する。